

# インターネット上の違法有害情報に起因する 諸課題と今後の方向性

千葉 直子 藤村 明子 高橋 克巳

日本電信電話株式会社 NTT 情報流通プラットフォーム研究所  
〒180-8585 東京都武蔵野市緑町 3-9-11

E-mail: {chiba.naoko, fujimura.akiko, takahashi.katsumi}@lab.ntt.co.jp

あらまし： インターネット上の違法有害情報問題に関して、そのなかでも特に社会問題化や国際動向により、喫緊の対策が求められている分野を取り上げる。具体的には、出会い系サイト、自殺誘引サイト、児童ポルノ、ネットいじめ、ネット上の犯行予告について、近年の状況や対策動向をとりまとめ、今後の方向性について述べる。

## Latest trends and studies of some problems that caused by illegal and harmful information on the Internet

CHIBA Naoko, FUJIMURA Akiko, TAKAHASHI Katsumi

NTT Information Sharing Platform Laboratories, NTT Corporation  
3-9-11 Midoricho, Musashino, Tokyo, 180-8585, Japan

E-mail: {chiba.naoko, fujimura.akiko, takahashi.katsumi}@lab.ntt.co.jp

Abstract: Recently, illegal and harmful information on the Internet has become one of the important social problems in terms of public policy and child protection. In this paper, we focus on some problems requiring the urgent countermeasures because of international trend and social environment, such as dating sites, suicide sites, child porno distribution, cyber bullying and notice of crime on the Internet. We survey the recent circumstance, the trend of countermeasures and the future trend.

### 1. はじめに

近年、公序良俗や青少年保護の観点から問題となっているインターネット上の違法有害情報について、近著[1]にてここ数年の政策や立法動向および民間の動向をまとめた。[1]のなかでも違法有害情報の内容によって異なる法制度が整備されてきたことには若干触れたが、違法有害情報にはさまざまな種別やレベルが存在するため、それらに起因する問題の質や解決策

も異なる場合が多い。

本稿では、社会問題化や国際動向により、喫緊の対策が求められているインターネット上の違法有害情報に起因する代表的な課題、具体的には、出会い系サイト、自殺誘引サイト、児童ポルノ、ネットいじめ、ネット上の犯行予告を取り上げた。これらの諸課題について、それぞれ近年の状況や官民の対策動向をとりまとめるとともに、最後に違法有害情報問題全体に関する今後の方向性について述べる。

## 2. 出会い系サイト

### 2.1 背景

携帯電話の若年層への普及に伴い、出会い系サイトへの書込み等をきっかけとして、児童が恐喝、強盗、買春等の犯罪に巻き込まれる事態が多発している。2003年9月に、出会い系サイトの利用に起因する犯罪から児童を保護する目的で「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)が施行された。これにより、児童による出会い系サイトの利用および児童を相手方とする異性交際を求める書込み等が禁止された。しかしながら、その後も犯罪が後を絶たず、2003年から2007年に、出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は毎年1,500件を超え、被害児童数も毎年1,000人を超えている。出会い系サイトへのアクセス手段は携帯電話が95%以上となっており、被害児童の65%が女子中学生となっている[2]。

最近、異性紹介を目的として開設された、いわゆる出会い系サイトだけでなく、ゲームやSNS等の他目的のコミュニティサイトが出会い系サイト化しているという指摘もある。

### 2.2 行政の対策動向

2007年10月から2008年1月にかけて、警察庁において有識者による「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」が開催され、事業者の届け出制や事業者による児童の書込み削除などを提言する内容の報告書がまとめられた。

これを受けて2008年5月28日に、出会い系サイト事業者に公安委員会への届け出を義務付ける改正出会い系サイト規制法が成立し、2008年12月1日に施行された。改正法では、事業者へ違法書込み(児童による書込み、大人による児童を誘引する書込み)の削除義務付けや、児童の利用禁止の明示、児童でないことの確認

等を義務付けている。違反事業者には是正や事業停止命令などの行政処分を科す内容となっている。

国民への啓発活動に関しては、警察庁がホームページ上で「あぶない! 出会い系サイト」という啓発ページを公開している。そのなかで特に中高生向けに身を守るルールとして「見ない! 書き込まない! 絶対会わない!」ことを促している[2]。

### 2.3 民間の対策動向

携帯電話会社各社はフィルタリングサービス提供を促進しており、フィルタリングの対象には出会い系サイトを含むコミュニティサイトが含まれている。ただし、健全な利用環境の整備や維持に取り組んでいるコミュニティサイトまでがフィルタリング制限の対象とならないよう、第三者機関による認定制度とそれを反映するフィルタリングサービス作りが進められている。

## 3. 自殺誘引サイト

### 3.1 背景

数年前より、ネットで集団自殺を呼びかける書込み等を契機として自殺に至る事件や、ネット上で自殺の方法が詳細に掲載されているといった問題がたびたび報道されてきた。人を自殺に勧誘・誘引する情報は、以前より公序良俗に反する情報(有害情報)として、プロバイダ等が契約約款に基づき削除する対象となっているが、さらに最近、ネットで硫化水素ガスの発生方法を見て自殺するという事件が多発(2008年1月から5月で489件発生、517人死亡)した。これにより、発見者や救助者、近隣住民といった第三者を巻き込みにする事態がたびたび発生し、ネット上の硫化水素ガスに関する情報が問題視されるようになった。

### 3.2 行政の対策動向

2008年4月30日に警察庁が、硫化水素ガス

の製造を誘引する情報は傷害という違法行為を誘引する有害情報に該当すると定義し、ネット上にこのような情報があることを認知した場合、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対し、削除等の措置を依頼するよう、警視庁・道府県警察本部に通達を出した。

2008年10月末に内閣府で策定された「自殺対策加速化プラン」のなかでも、硫化水素ガス等の製造方法を教示・誘引する情報について、プロバイダ等が削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組みに対する支援を行うこと等が明記された[3]。

### 3.3 民間の対策動向

2008年12月に電気通信事業者協会ら4団体が、プロバイダなどが契約約款や利用規約に禁止事項として盛り込むことが望ましい項目などを示した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を改訂した[4]。この改訂の中で、硫化水素自殺情報と推測できる「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為」を禁止事項として新たに追加している。

また、検索サイト提供事業者のなかには、利用者が自殺関連キーワードを検索した際に、結果画面の目立つ場所に自殺予防に取り組む組織や相談窓口等へのリンクを表示する等の取組みを実施しているところも存在する。

## 4. 児童ポルノ

### 4.1 背景

2007年にインターネット・ホットラインセンターが利用者等から受理した違法有害情報の通報のなかで、児童ポルノにあたるものは1,609件で、違法情報全体の12.6%を占めている。そのうち、537件は海外のサーバに蔵置されている[5]。

日本では「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童ポルノ禁止法)により、児童ポルノを提供したり、

提供目的で製造・所持・運搬・輸出入したりすることは禁じられているため、Webサイトでの公開は違法となるが、他人への提供目的以外の単純所持は禁止されていない。

2001年11月に採択された国際条約「サイバー犯罪に関する条約」で、コンピュータを通じて児童ポルノを取得することを禁じる条項と、児童ポルノをコンピュータ内に保存することを禁じる条項に関しては、日本は適用しない権利を留保している。G8参加国で、単純所持を禁止していないのは、日本とロシアのみであり、所持を認めていると、結果的には流通につながるという見方も多いため、ユニセフ等からも法整備の要請が出ている。

### 4.2 行政の対策動向

2008年3月から自民党の小委員会において、児童ポルノ禁止法の改正が検討された。これを受けて同年6月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院に提出された。改正法案は、単純所持に対して1年以下の懲役または100万円以下の罰金を科し、インターネット事業者に対して、捜査機関への協力や、児童ポルノの送信を防止する措置を行なうよう努力義務を規定する内容になっている。2009年1月末時点で、本法案は閉会中審査という状態になっている。

警察庁が主催する有識者による総合セキュリティ対策会議は、2008年度の検討課題を「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策」とし、インターネット上での児童ポルノの流通を防止するための措置および各種措置を採るための官民連携の在り方について検討中である。

総務省が2009年1月16日に公表した「安心ネットづくり」促進プログラムでは、児童ポルノ対策について、民間の自主的取組が推進されることが望ましいとしている。あるサイトへ



のアクセスを ISP で一律に制限するブロッキングについては、児童ポルノ対策として諸外国で既に取り入れられていることから、今後、海外の運用実態を調査しつつ、ISP 等が実証実験等を実施する場合には関係府省庁とともに協力するとしている[6]。

### 4.3 民間の対策動向

3.3 節で述べた「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」では、児童ポルノの送信や表示等を禁止事項として定めており、主要な ISP 等はこれに基づき対応をしている。

また、大手の ISP や携帯電話会社各社は、児童ポルノを含む違法有害情報のフィルタリングサービスを提供していたり、検索サイトにおいては児童ポルノ等の画像が表示されないようサーバー機能デフォルト ON にしていたりするため、利用者が要望すれば閲覧できないようになっているが、故意に閲覧しようとする利用者への対策は困難な状況である。

## 5. ネットいじめ

### 5.1 背景

掲示板や SNS、ブログなどにおける誹謗中傷や、携帯メールでの嫌がらせ、写真等をネット上にばらまくなど、ネットを使った多様ないじめが存在し、それを苦に被害者が自殺するケースも出てきている。

文科省による国公私立小・中・高等・特別支援学校を対象とした 2007 年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」いわゆるネットいじめは、5,899 件に上り、前年度より 1,016 件増加している。これは、認知されているいじめの全体件数のうち、5.8%であるが、携帯電話の所持率が 9 割を超える高校生に限っては、構成比が 2 割に達している[7]。

特に近年は、学校裏サイトと呼ばれる学校の

公式サイトとは別に在校生らが自主的に運営するサイトでのいじめの問題が表面化している。

### 5.2 行政の対策動向

文科省では学校裏サイトの数や内容などの全体像について把握するために、青少年が利用する学校非公式サイト（匿名掲示板）等に関する調査を実施した。2008 年 1 月～3 月に確認できた学校非公式サイトおよびスレッド数が 38,260 件、抽出調査したサイトの半数に誹謗中傷の言葉が含まれる等の実態が明らかになった[8]。

文科省は 2006 年 11 月にいじめ問題に対する有識者の会議「子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議」を設置した。そのなかで主にいじめの実態把握や携帯電話やインターネットの活用の在り方等の検討がなされてきた。これを受けて、2008 年から 2009 年にかけて保護者や学校等向けに、携帯電話やネットの理解促進・実態把握、情報モラル教育の充実とルール徹底等と呼びかけるリーフレットが作成、配布された[9]。

また、ネットいじめだけが対象ではないが、学校における情報モラル教育の充実を図るために、文科省が教員向けの情報モラル指導ポータルサイトを開設する等して、教育者の啓発を進めている[10]。

### 5.3 民間の対策動向

ネットいじめに対応できる人材が不足している現状を踏まえ、全国 web カウンセリング協議会が 2008 年 4 月より「ネットいじめ対応アドバイザー資格認定制度」を構築し、アドバイザーを養成する取り組みを実施している[11]。

## 6. ネット上の犯行予告

### 6.1 背景

殺人や爆破等の犯行予告は、脅迫や威力業務妨害などの犯罪となり得る。また、殺人、傷害、

脅迫、恐喝等、違法行為を直接的かつ明示的に請負、仲介、誘引等していると認められるときは、公序良俗に反する情報すなわち有害情報と判断される。

2008年6月8日に発生した秋葉原での大量殺傷事件の加害者が、犯行の2、3日前に犯行予告をネットの掲示板に書き込んでいたことから、ネット上の犯行予告に注目が集まった。

## 6.2 行政の対策動向

秋葉原の事件を受けて、2008年6月に警察庁は通信事業者4団体に対して、インターネット上で殺人、爆破、傷害等の犯罪を敢行する予告を発見したら110番通報するよう通達を出した。また総務省も電気通信事業者団体および同省に届け出ている電気通信事業者の約14,000社に対し、インターネット上で犯行予告を発見した際には警察に110番通報するよう通達を出した。秋葉原の事件後、模倣犯的な犯行予告の書込みも相次いだことから、事件後3週間で小中学生を含む30人が逮捕・補導された。

総務省は、インターネット上の犯行予告や隠語を使った犯罪情報を検知する技術開発に着手することを発表し、技術開発費用を2009年度の予算に組み込んでいる。

## 6.3 民間の対策動向

2008年6月11日に、ベンチャー企業の開発者が、ネット上の犯行予告情報を共有するために一部掲示板やブログ等から犯罪予告関連の書込み(キーワード)を自動収集して掲載するサイトを公開した[12]。

## 7. 今後の方向性

前章までで、出会い系サイト、自殺誘引サイト、児童ポルノ、ネットいじめ、ネット上の犯行予告、それぞれについての背景と対策動向を述べた。本章では、これらの違法有害情報問題に関係する全体的な流れと今後の方向性について述べる。

インターネット上の違法有害情報問題は、2008年前半の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)の立法過程で、国と民間の取り組むべき範囲について議論がなされた後、基本的には民間主導で進めることで落ち着き、同法の基本理念にも国は民間による自主的・主体的取組を支援することが明記された。

現状では民間の自主的取組ということ、違法有害情報の閲覧防止措置に関してISP等の通信事業者やサーバ管理者に期待される役割が大きい。総務省の「安心ネットづくり」促進プログラムにおいても、プロバイダ責任制限法の適用拡大により、権利侵害情報のみでなく、社会的法益侵害情報の自主的な削除の促進を図ることが検討されている。しかしながら、依然としてISP等において違法情報、有害情報の判定が困難であるという根本的な問題は解決されておらず、責任制限対象の情報が拡張されると負担はますます大きくなると考えられる。したがって、単にプロバイダ責任制限法の改正を検討するだけでなく、ISP等に過度に負担を強くないような施策および適正な役割分担の検討も必要である。

違法有害情報対策の今後の民間の取組のキーとなり得るのが、2008年10月に産学連携組織として設立が発表された「安心ネットづくり」促進協議会である[13]。総務省の「安心ネットづくり」促進プログラムでも、本協議会の取組を支援することが示されている。本協議会の活動の柱は、インターネット利用環境を整備するための、「総合的なりテラシー向上の推進」「民間による自主的取組の推進」「インターネットの利用環境整備に関する知見の集約」の3つであり、実質的な活動は2009年度からを予定している。

このなかで、民間による自主的取組の推進の1つとして、「e-ネットづくり！」宣言という国民運動の展開が予定されている。これは、イ

インターネット関連の事業者や個人も含むサイト管理者等が、インターネット利用環境整備に関する自主憲章的な目標を共有し、必要な対応をとることを宣言するものである。このような取組が広まれば、利用環境整備に積極的な事業者や個人を巻き込んだレベル向上に一定の効果があると考えられる。ただし、実施に当たって、効果が高くても手間やコストがかかる取組を推奨すると参加者が集まらなくなり、逆に手間やコストが少なくても効果の低い取組を目標とすると国民運動の意味が薄れてしまう。今後、費用対効果に優れた取組目標の設定とその浸透が望まれる。

#### 【参考文献】

- [1] 千葉直子, 藤村明子, 高橋克巳, ” インターネット上の違法有害情報問題に関する最近の動向と対応策の考察”, CSS2008 論文集, pp923-928, 2008.
- [2] 警察庁, あぶない! 出会い系サイト, <http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>
- [3] 内閣府, 自殺対策加速化プラン, <http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/taikou/pdf/plan.pdf>
- [4] 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項, [http://www.telesa.or.jp/consortium/Illegal\\_info/pdf/20081226model.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/Illegal_info/pdf/20081226model.pdf)
- [5] インターネット・ホットラインセンター, 平成 19 年中のインターネット・ホットラインセンターの運用状況等について, <http://www.internethotline.jp/statistics/2007.pdf>
- [6] 総務省, 「安心ネットづくり」促進プログラム, [http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/pdf/090116\\_2\\_bs.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2009/pdf/090116_2_bs.pdf)
- [7] 文部科学省, 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/11/08111707.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111707.htm)
- [8] 文部科学省, 青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/001/index48.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index48.htm)
- [9] 文部科学省, いじめ相談, [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112015.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112015.htm)

- [10] 文部科学省, 情報モラル指導ポータルサイト, <http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>
- [11] 全国 web カウンセリング協議会, ネットいじめ対応アドバイザー資格認定制度, <http://www.web-mind.jp/guidance/>
- [12] 予告.in, <http://yokoku.in/>
- [13] 「安心ネットづくり」促進協議会, <http://www.fmmc.or.jp/anshin-net/index.html>